

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、これを取り消し、平成21年10月 6日付け「職員の服務規律の確保について（通知）」（以下「本件通知文書①」という。）を審査請求人の公開請求に係る行政文書として特定し、改めて、公開の決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成22年11月29日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成19年度にわいせつな盗撮事件が 2件発生した事実がある。二度とこのような職員が出ないために平成20年度及び平成21年度に実施機関が取り組んだ文書（平成19年 6月25日付け「職員の服務規律の確保について（通知）」（以下「本件通知文書②」という。）を除く。）

2 平成22年12月10日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 平成23年 2月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) わいせつな盗撮事件の被害者の立場に立てば、本件通知文書②の通知のみで、その後平成20年、平成21年、平成22年と継続した公文書を通しての取組みがないのは、被害者の安心・安全には全くつながらない。

(2) 事件の事実を認めたのであれば、当然実施機関の責任としての公文書は存在するはずである。

(3) 本件事件の 2 件のうち 1 件は身内、つまり実施機関の職員による盗撮事件である。相変わらず臭いものに蓋を閉め、隠ぺいをしている。

(4) 継続した公文書を作成し、それぞれの現場に届くように再発防止に努めることが、まともな教育者であろう。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

実施機関は事件の事実を重大に受け止め、全所属長あてに本件通知文書②を発送し、職員の服務規律の確保を十分に図るよう、指導の徹底をしている。

しかし、当該事件について、平成20年度以降に再度通知文書を作成したことはない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、平成19年度に職員による盗撮事件が発生しており、二度と職員がわいせつ行為に関する事件を起こさないように、平成20年度及び平成21年度に実施機関が取り組んだ文書（本件通知文書②を除く。）である。

(2) 当審査会の調査によると、実施機関のわいせつ行為に関する事件の発生防止に関する取組みについて、次の事実が確認された。

ア 平成19年 6月25日、平成19年度に発生した職員による盗撮事件を受けて、実施機関の各課・室・公所長（以下「各課長等」という。）及び各学校（園）長あてに教育長名の本件通知文書②が送付されている。

イ 平成21年10月 6日、平成21年度に発生した職員による痴漢事件を受けて、各課長等あてに教育長名の本件通知文書①が送付されている。

ウ 平成22年 5月及び同年 6月、平成19年度に発出した職員による盗撮事件及び平成21年度に発出した職員による痴漢事件を事例として記載した、誇りを胸に（平成22年 5月）及び教育委員会職員サービスハンドブック（平成22年 6月）（以下これらを「手引き」という。）が作成されている。

(3) 次に、本件通知文書①、本件通知文書②及び手引きが、本件審査請求の対象文書に該当するか否かを判断する。

ア 本件通知文書①は、平成19年度に発生した事件を契機として発出されたものではないものの、職員による痴漢事件が連続して発生したことに鑑み、注意を喚起し服務規律を確保するため、職員の指導を徹底するように、各課長等に通知した文書である。

イ したがって、審査請求人が本件公開請求で公開を求めた文書は、わいせつ行為に関する事件が、実施機関の職員によって惹起されることがないように、注意喚起した文書であると解されることから、本件通知文書①は、本件審査請求の対象文書に該当すると認められる。

ウ これに対し、本件通知文書②については審査請求人が請求内容から除外していること、及び手引きについては平成22年度に作成された文書であることから、本件審査請求の対象文書ではないと認められる。

エ したがって、本件公開請求に対して、本件通知文書①を特定することが妥当である。

(4) 次に、上記 (3)エにおいて本件公開請求に係る行政文書として特定すべきとした本件通知文書①が条例第 7条第 1項各号に該当するか否かを判断する。

ア 本件通知文書①は、上記 (3)アで述べたとおり、実施機関が、職員の指導を徹底するように、各課長等に通知した文書であり、当該文書に記載されている事件については、新聞報道により明らかにされている内容であることから、非公開とすべき情報が含まれているとは認められない。

イ したがって、本件通知文書①は、条例第 7条第 1項各号のいずれにも該当しない。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 2月14日	諮問書の受理
2月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月16日	実施機関の弁明意見書を受理
3月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成24年 1月11日 (第133回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
4月23日 (第137回審査会)	調査審議
5月16日 (第138回審査会)	調査審議
5月25日	答 申